

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年10月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500108号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500056号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成11年5月1日)及び取得年月日(平成11年12月1日)を取り消し、平成11年5月から同年11月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成11年5月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年5月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年5月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。私は、請求期間も継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、A社において、平成10年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成11年5月1日に被保険者資格を喪失後、同年12月1日に被保険者資格を再度取得しており、請求期間は厚生年金保険被保険者となっていないところ、同社の社会保険関係事務担当者(事業主の妻)は、当時の資料は保管していないが、請求者は請求期間当時に父親が病気となり家業を手伝うために会社を休んだ記憶があり、社会保険の届出は勤務実態に合わせて適切に行った旨陳述している。

しかしながら、A社において請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者となっている請求者と同職種の元同僚は、請求者は請求期間に業務内容の変更はなく勤務しており、請求期間当時、請求者の父親が病気であったという話を聞いた記憶はない旨陳述している上、元上司は、自身は請求者より1年早い平成14年に被保険者資格を喪失したが、自身の在職中に請求者から父親が病気のため休職したいと相談を受けたことはなく、請求者は請求期間も、そ

の前後の期間と勤務形態に変更はなく継続して勤務していた旨陳述している。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成元年7月3日）から請求者が平成15年3月に厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの期間に、請求者と同様、被保険者記録に空白期間がある者が一人確認できるが、上記の元同僚及び元上司は、その者については一旦退職し再度入社したことを覚えていると陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、A社に勤務したとする期間以外においては国民年金被保険者となっていることが確認できるところ、国民年金被保険者期間に国民年金保険料の未納期間はほとんどなく、平成15年3月に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金被保険者に係る資格取得の手続きは適切に行われているほか、B市の回答によれば、請求者は同社に勤務したとする期間以外において国民健康保険被保険者となっていることが確認できる一方、請求期間においては、国民年金及び国民健康保険の被保険者となっていない。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、請求期間前後の期間と勤務形態に変更はなく継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成11年4月の厚生年金保険の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年5月から同年11月までの期間について、請求者の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に対し納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届や厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500105 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500058 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 21 年 8 月 1 日から平成 24 年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 21 年 3 月から同年 6 月までの期間及び平成 21 年 8 月から平成 24 年 11 月までの期間の標準報酬月額については、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 20 万円から 28 万円、平成 21 年 5 月及び同年 6 月は 20 万円から 30 万円、平成 21 年 8 月から平成 22 年 8 月までの期間は 20 万円から 28 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの期間は 20 万円から 26 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 9 月までの期間は 20 万円から 28 万円、平成 24 年 10 月及び同年 11 月は 20 万円から 30 万円とする。

平成 21 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 21 年 8 月 1 日から平成 24 年 12 月 1 日まで期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

その余の請求期間については、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 6 月から平成 21 年 3 月 15 日まで
② 平成 21 年 3 月 15 日から平成 24 年 12 月 1 日まで

私は、請求期間において、A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成 21 年 3 月 15 日とされている上、その後の全期間にわたって、標準報酬月額の記録が実際の報酬月額より大幅に低くなっている。給与支給明細書等を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②のうち、平成 21 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 21 年 8 月 1 日から平成 24 年 12 月 1 日までの期間については、請求者が提出した給与支給明細書により、当該期間においてオンライン記録より高額 of 標準報酬月額に見合う給与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 21 年 3 月から同年 6 月までの期間及び平成 21 年 8 月から平成 24 年 11 月までの期間の標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 28 万円、平成 21 年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、平成 21 年 8 月から平成 22 年 8 月までは 28 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までは 26 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 9 月までは 28 万円、平成 24 年 10 月及び同年 11 月は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は確認できず回答は得られないが、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のうち、平成 21 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、給与支給明細書に記載された報酬月額は 37 万 6,510 円であるが、厚生年金保険料控除額は標準報酬月額 20 万円に見合う額であり、オンライン記録と同額であることから、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

2 請求者が提出した平成 20 年 6 月分から平成 21 年 2 月分までの給与支給明細書により、請求期間①において、請求者が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、管轄年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、資格取得日は平成 21 年 3 月 15 日と届け出られている上、上記の給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、請求者が提出した平成 20 年分給与所得の源泉徴収票においても、A 社では社会保険料を控除していないことが確認できる。

また、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は確認できない上、元取締役の照会したが回答が得られず、請求者の厚生年金保険への加入状況を確認できない。

このほか、請求期間①において、請求者が事業主により給与から厚生年金保険料を控除さ

れていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①においては、請求者が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500179 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500030 号

第 1 結論

昭和 52 年 3 月から昭和 56 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から昭和 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 9 月まで

私は、昭和 52 年 2 月より自営で造園業を開始したが、国民年金の加入手続は、しばらく遅れてしまい、昭和 54 年に A 市役所で行った。その際に過去の 2 年分の国民年金保険料を一括納付したと記憶している。その後は銀行の口座振替により保険料を納付したにもかかわらず、請求期間①及び②の保険料が未納となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間②以降の国民年金被保険者期間については、60 歳以後に任意加入した期間のうちの 1 か月を除き国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 58 年 12 月 1 日に社会保険事務所 (当時) から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、その前後の手帳記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は昭和 59 年 1 月頃に行われ、その際、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 48 年 6 月 11 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認されることから、当該加入手続が行われるまで請求者は国民年金に未加入であり、請求期間①及び②当時に、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、当該加入手続が行われたと推認される時点を基準にすると、請求期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者が別の国民年金手帳記号番号により国民年金の被保険者となっていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、請求者から提出された昭和 54 年分の所得税の確定申告書（控）には、社会保険料控除欄に国民年金保険料の支払額として「74,560 円」と記載されているが、請求者の妻の国民年金の加入手続は昭和 54 年 8 月頃と推認されること、オンライン記録により同年 8 月時点において納付することが可能な請求者の妻に係る昭和 53 年 3 月から昭和 55 年 3 月までの保険料は納付済みとなっていることが確認できること、及び請求者の妻の当該納付済期間に係る保険料額と当該申告書に記載された保険料の支払額は一致していることから、当該申告書に記載された保険料の支払額は請求者の妻の国民年金保険料であると考えられる。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500178号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500031号

第1 結論

昭和47年*月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和49年3月まで

平成21年に社会保険庁(現在は、日本年金機構)からねんきん定期便が届き、「あなたの年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ」が同封されていたが、当該書類に記載されている国民年金記録は、当時、私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記録と思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に対して通知された「あなたの年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ」に記載されていた国民年金記録について、請求者は、自身の記録の可能性があると主張している。

しかしながら、上記の年金記録に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、生年月日は請求者と一致するが、i) カナ氏名及び漢字氏名は請求者の氏名と一致していないこと、ii) 当該年金記録は、A県B村(現在は、C市)で作成され、請求期間の国民年金保険料は納付済みとなっているところ、当該名簿には他の市町村に転出した記載がなく、当該名簿記載の住所地で国民年金の加入手続及び保険料納付が行われたと推認できる一方、請求者に係る戸籍の附票によると、請求期間における請求者の住所地はD市であることから、請求者の父親が当該名簿記載の住所地において、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとは考え難いこと、iii) 請求期間直後の昭和49年4月から昭和50年3月までの保険料が還付されており、当該保険料の還付は、被用者年金制度に加入したことによるものと推認されるが、オンライン記録には、請求者が当該期間に被用者年金制度に加入した記録が無いことから、当該年金記録は請求者の年金記録とは認め難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号が請求者に払

い出された形跡が無いことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする請求者の父親は既に死亡しているため、請求期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500174号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500032号

第1 結論

昭和51年*月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和60年9月まで

私は、昭和52年8月8日に、A市B町(現在はA市C区B町)にあった市役所の支所で婚姻届を提出した際、支所の担当者に、20歳まで遡って国民年金に加入できること及び国民年金保険料は免除可能であることを聞き、その場で手続を行った。その後も昭和60年9月までは引き続き国民年金保険料が免除されていたはずなのに、未納とされているのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和52年8月8日に、A市B町にあった市役所の支所で国民年金への加入及び国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとしているところ、同市は、当時、同市B町にD地区市民センターがあり、国民年金の被保険者資格に関する届出を受け付けていたことから、国民年金保険料の免除申請手続も可能だったと思われるとしている。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月13日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された番号の一つであり、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日が昭和60年6月14日及び同年6月25日であることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年6月頃に行われたものと推認できることから、当該加入手続を行った時点で、請求期間のうち、昭和51年*月から昭和60年3月までの期間は、制度上、免除申請を行うことができない。

また、請求期間当時、国民年金保険料が免除されるためには、毎年度、市区町村に対して免除申請を行う必要があり、免除申請が行われた場合は、その承認又は却下を請求者に通知する取扱いとなっていたところ、請求者は、昭和52年8月8日に免除申請の手続を行ったのみであり、免除承認通知は受け取った記憶がないとしている。

さらに、請求期間は107か月であり、これだけの長期間にわたり、市区町村が同一人に対す

る複数回の事務処理について過誤を生じさせたとは考え難い。

加えて、オンラインシステムの氏名検索による調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500148号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500033号

第1 結論

昭和62年*月から平成2年3月までの請求期間及び平成2年8月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年*月から平成2年3月まで
② 平成2年8月から平成3年3月まで

私の母が、平成元年頃、当時学生だった私の国民年金の任意加入の手続を行い、20歳まで遡って国民年金保険料を納付してくれた。その後は毎月納付してくれていたのに納付記録がないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年頃、請求者の母が請求者の国民年金の任意加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金の任意加入被保険者は、任意加入の申出を行った時点から資格を取得し、国民年金保険料を納付する制度のため、遡って資格取得も納付もできないことから、請求者の主張と相違する。

また、請求者が所持する国民年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」欄には、「平成3年4月1日」と記載され、オンライン記録とも一致していることから、請求期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索により調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500121 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500057 号

第 1 結論

請求期間について、年金記録訂正請求に係る被保険者（以下「被保険者」という。）の A 社、B 社及び C（現在は、D 社）における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
続 柄 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男 (平成 19 年死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 46 年 6 月 21 日から昭和 53 年 1 月 1 日まで
② 昭和 53 年 1 月 1 日から昭和 61 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 7 月 1 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで

請求期間①については、当該期間のものと思われる給与明細書はないが、年金記録に不信なところがあるので、調査の上、年金額に反映するよう標準報酬月額を見直ししてほしい。

請求期間②及び③については、当該期間のものと思われる支給年月と各項目名の記載がない給与明細書があり、記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料が控除されていたと思うため、調査の上、高額の保険料に見合う年金額にしてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、厚生年金保険の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、被保険者は、A 社において、昭和 46 年 6 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額は 8 万 6,000 円とされていることが確認できる。請求者が提出した「MEMORANDUM」（同社が被保険者に交付した雇入れに係る覚書）によると、被保険者は、同年 6 月 21 日に、基本給、家族手当及び住居手当を合わせて、8 万 7,000 円の給与額で、同社に雇入れられていることが確認できる。

しかしながら、D社は、請求期間①に係る賃金台帳等の資料を保存していないとしていることから、請求期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、被保険者名簿により、被保険者の標準報酬月額は、資格取得時の昭和46年6月から昭和47年6月まで8万6,000円、昭和47年7月から昭和48年3月まで10万4,000円、昭和48年4月から昭和49年7月まで11万8,000円、昭和49年8月から昭和50年8月まで17万円、昭和50年9月から昭和51年7月まで19万円、昭和51年8月から昭和52年7月まで24万円及び昭和52年8月から同年12月まで30万円と確認できるところ、請求者と同世代で、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が被保険者と近い同僚の請求期間①における標準報酬月額と比べても、被保険者の標準報酬月額のみが低額であるという事情はうかがえない。

請求期間②のうち、当時の厚生年金保険における最高等級となっていない昭和53年1月から同年8月までの期間について、請求者が提出した被保険者に係る昭和53年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料欄に記載された額は、昭和53年1月から同年12月までの期間における被保険者名簿の標準報酬月額に見合う健康保険及び厚生年金保険の保険料額と雇用保険の保険料額を合算した額とほぼ一致する。

また、請求者は、事業所名、支給年月及び項目名の記載がない資料を被保険者に係る給与明細書として提出しているが、D社は、当該資料を同社の給与明細であり、支給項目は「基本給」、「役職手当」、「支給額」と考えられるとしているものの、その他については不明と回答していることから、給与支給の時期及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、被保険者の請求期間①及び請求期間②のうち、昭和53年1月から同年8月までの期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、請求期間②のうち、昭和53年9月から昭和61年6月までの期間及び請求期間③について、被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる被保険者の標準報酬月額は、いずれも当時の厚生年金保険における標準報酬月額の最高等級であることが確認できるところ、これらを越える標準報酬月額やそれに見合う保険料は制度上存在しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、被保険者が厚生年金保険被保険者として請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。